

# 「市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針(案)」についてのパブリックコメント実施結果

## 1. パブリックコメント実施状況

### (1) 意見募集期間

令和5年7月27日（木）～令和5年8月16日（水）

### (2) 提出件数

・提出件数 81件（うち有効回答：76件、無効回答\*：5件） ※書類記載不備等

## 2. お寄せいただいた主なご意見と市の考え方（ご意見全文は別資料を参照）

※市民病院： 市立藤井寺市民病院、委員会：市立藤井寺市民病院あり方検討委員会

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	<p><b>【令和6年3月末日の閉院（廃院）への反対について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年配者や乳幼児のために必要だと思うのでなくさないでほしい。</li> <li>・収益が厳しいことは拝見したが、公立の形で存続できないのか。</li> <li>・健康にかかわる藤井寺市民病院の廃院は絶対に賛成できない。</li> <li>・病院在続であらゆる努力をしてほしい。</li> <li>・来年3月末廃院は白紙に戻してほしい。</li> <li>・今一度、白紙に戻して、改めて、存続か閉院かを話し合うべき。</li> <li>・経営が悪化したからと言ってそれだけで廃院にされることには反対する。</li> <li>・廃院ありきでなく、市民の要望に沿った市民病院を存続させるよう、強くもとめる。</li> <li>・もっと時間をかけて手順を踏まえてやるべきだ。</li> <li>・基本方針（案）の説明会も3回しか持たれず市民の意見を聞こうとする姿勢が全く見えてこない。もっと回数を増やすべき。</li> <li>・規模を縮小した小児科に特化した病院とか、具体的に検討したならそこまでの説明をして理解を得なければいけないのではないのか。</li> <li>・情報公開を徹底し、市民の声をとり入れてほしい。</li> <li>・市民病院のあり方を「経営改革の観点」からだけでなく市民の命と健</li> </ul>	<p>市民病院は、令和4年度には外部有識者から成る市立藤井寺市民病院あり方検討委員会において、市民病院の今後について全方位的に可能性を模索する総括的検討を行ってまいりました。この委員会では、施設の建替問題、公立病院としての役割、公設公営での経営の継続や独立行政法人などの経営主体の変更、ダウンサイジング、専門病院化、その他民間資源の活用など様々な検討を行いました。公立急性期病院として南河内医療圏の中でその役割を果たしていくには課題が多く、民間活力の導入や他の医療機関への機能移転を検討すべきであるとの意見に集約されました。さらに市民病院では、令和5年度に入り、医師不足等により診療機能が低下し、収支状況が急速に悪化しています。</p> <p>このような状況の中で、委員会からは、地域医療構想を踏まえ、早期閉院（廃院）と民間活用による機能移転の方向性を示した答申が令和5年6月になされました。このため、市においては、市民病院の今後のあり方を本部会議において検討し、基本方針として取りまとめ、地域医療の新たな体制の構築に努めることとしたものです。</p>

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	<p>康を守る観点から市民の意見を聞きながら、一から市民病院のあり方を再検討すべき。</p>	
2	<p><b>【再検証要請対象医療機関について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年に再検証要請医療機関の一つに挙げられたことは、市民病院の新たな方向性を示さなければならぬことであると理解しました。</li> <li>私は廃止の大きな根拠となっている厚労省の「再検証要請対象期間」については反対です。</li> </ul>	<p>国の再検証要請は、市民病院に対し類似かつ近接している医療機関が複数あるとして、地域での自院の役割等を再検証し、都道府県の地域医療構想調整会議にて合意を形成することとされています。本市の場合、大阪府の医療計画上、南河内二次医療圏に属しており、市民病院は提供医療内容や病床数、統廃合等も含めた今後の方針を検討し、南河内保健医療協議会にて合意を形成する必要があります。</p> <p>公立病院である以上、地域医療構想を始め、様々な制度の影響下にあり、件の再検証要請に関しましても、市として必要な対応を取っていかねばなりません。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
3	<p><b>【基本方針（案）の文言（表現）について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「今後の予定」に、「利用者（患者）の引き継ぎ、市民病院の機能移転、連携病院の確保等、今後の検討事項については別途お示ししていく」とある。事務局はあり方検討委員会で「この情報の公開に当たっては、市の方も今後の対策をセットで説明していく」の発言に即して、直ちに是正すべき。</li> <li>基本方針案の「跡地利用」に「本基本方針とは別に示す」とある。事務局の発言「今後の対策をセットで説明していく」に反することで、「別に示す」は到底認められない。</li> <li>基本方針の「その他の重要事項」に「解決すべき個別事項（財務、雇用など）については、必要に応じ随時、別に示す」とある。事務局の発言「今後の対策をセットで説明していく」を撤回する対応で承服できない。</li> </ul>	<p>委員会に関する資料や議論は、委員会の意思形成過程における検討材料となります。様々な立場の人間が自由闊達な議論を行うに当たり、最終的な結論とは異なる意見が出ることも多々ございます。個別の発言については回答いたしかねますが、現状、別に示すとなっている事項につきましては、適宜お示しをしていきたいと考えております。</p>
4	<p><b>【閉院（廃院）の決定時期について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針案の前文にある「委員会からは、早期閉院（廃院）と民間活用による機能移転の方向性を示した答申が令和5年6月になされた。これを踏まえ、市においては市民病院のあり方について市民の理解を得るべく、以下の基本方針案を取りまとめ」について。意図的な事実のねじまげを放置せず、事実即して正確に記述すべき。事実は、市長が第5回あり方検討委員会（6月19日）で「4月に入って以降、市民病院そのものの経営困難化の見通しが立ち、最終的には（令和6年3月末</li> </ul>	<p>閉院（廃院）の検討方向性を示した時系列を説明いたしますと、市民病院の経営状態の悪化に伴う経常損失の大幅な増加見込みを受け、令和5年度末時点での保有現金状況の試算等を委員会に報告したのが令和5年5月30日に開催した第4回委員会となります。この時点では既に、市の検討本部会議で早期閉院（廃院）の検討方向性が示されており、それを受けて委員会ではその方向性に沿った検討を行ったものです。答申書を提出されたのは令和5年6月28日になります。</p> <p>基本方針（案）は、こうした過程を経て、最終的に市の方針として取</p>

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	<p>に) 閉院もやむなしという方向性で検討結果をまとめる形となっていました」と答申(6月29日)前に閉院を決定したと説明している。</p>	<p>りまとめたものであり、この流れにつきまして、市民説明会当日にも説明を行い、詳細をお求めの方には市ホームページにて会議資料を公開しております。</p> <p>なお、閉院(廃院)を決定するには条例の改廃が必要となりますので、答申前に決定したということはありません。</p>
5	<p><b>【文言の変更について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の前文には「地域医療の停滞や市民生活に支障を生じることなく」とある。地域医療の「停滞」にまで、同様に市民生活に言及している。なぜ「停滞」を「後退」にへんこうしたのか、なぜ「市民生活に支障を生じることなく」を削除したのか明確に説明すべきである。</li> <li>・基本方針案の「利用者の引き継ぎ等」は、答申の「利用者への説明について」を改変している。答申は「現下の状況を踏まえ、迅速に利用者への説明を行うべきである」とあり、利用者への迅速な説明を求めている。改変した理由を明らかにするとともに「迅速な説明」を求めた答申を尊重して訂正すべきである。</li> <li>・基本方針案の「機能移転」で、答申にあった「その他の診療科目についても可能な限り移転に努めること」を削除している。削除した理由を明らかにするとともに、答申を尊重して加筆すべきである。</li> <li>・基本方針案の「連携病院の確保」の記述が、答申の記述と逆になっている。基本方針案は「連携する病院を確保」の後に「医療機関の確保」を記述、答申は「連携する病院を確保」の後に「連携協定の締結」を記述している。まず「連携する病院の確保」が優先されるべきで、答申のように訂正すべきである。表題通りの記述とすべきである。</li> <li>・基本方針案の「連携病院の確保」に関して、答申には「市の医療・健康・福祉施策と連携する病院を確保する」とある。基本方針案で、なぜ答申を尊重する標記にしなかったのか。あり方検討委員会の論議でも「福祉施策」は重視された内容であるので、加筆すべきである。</li> <li>・基本方針案の「跡地利用」について「答申に示された内容を尊重し」とある。この部分でのみ「答申で示された内容を尊重し」と記述しているが、答申を資料として提示することなく具体的な説明もおこなっていない。不誠実な対応に終始している点について、謝罪と訂正をおこなうべきである。</li> </ul>	<p>答申書は、市長の附属機関である委員会が市長に対して提出するものであり、基本方針(案)は市が市民の皆さまに対して、市民病院のあり方に関する市の考えをお示しするためのものとなります。発信者や文書の用途によって文言や表現を変えることもあり、単語単位の個別文言の修正、選択理由については回答いたしかねますが、市としましては、委員会の答申書の内容を尊重し、今後、個別具体的な対応策等を検討・実行してまいりたいと考えております。</p>
6	<p><b>【病院の規模縮小・機能変更について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダウンサイジングして、藤井寺市民病院を存続することが藤井寺市民</li> </ul>	<p>市民病院は、98床の公立急性期病院であり、あり方検討を行う中で将来の医療ニーズと現在の南河内二次医療圏及び藤井寺市・羽曳野市で</p>

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	<p>に絶対に必要と強く感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来や検査等のみで受け入れをして頂くのはどうか。</li> <li>・ 土師ノ里周辺の小児科は少ないのでぜひ存続してほしい。</li> <li>・ 近隣に小児科がない地域だが、近隣に医療機関のない診療科の存続はないのか。</li> <li>・ 廃院よりも、市も患者様も受けるダメージの少ない事業継承の実現に向けてこそ、取り組んでほしい。</li> <li>・ 私立病院になっても、他の病院の支院になってもいいので存続を希望する。</li> <li>・ 薬局の薬を外に出し必要な入院患者様の分は院内で出す様にほしい。</li> <li>・ 誘致希望←特に周辺の人々の意見 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人病院や法人病院</li> <li>(2) 皮膚科・耳鼻咽喉科・外科</li> </ul> </li> <li>・ 個人病院や法人病院を誘致してほしい。また、皮膚科・耳鼻咽喉科・外科を誘致してほしい。</li> <li>・ 藤井寺市民病院は閉院ではなく、機能を縮小してでも存続させるべきだと思う。</li> </ul>	<p>の提供医療について受給分析を行いました。</p> <p>この分析においては、小児科が若干不足するかもしれないとのデータがありますが、小児科病院を新設するほどの必要量は試算されませんでした。</p> <p>本市の市民病院は、入院施設を備えているため、これの機能移転について議論を行いました。市民病院におきましても小児の入院件数は年間数十件というレベルです。</p> <p>他の診療科でも同様ですが、特定の診療科に特化するためには、相当人数の専門医を確保・育成する必要があります。そのための専門医をそろえることが難しいことと、ダウンサイジングを図る場合でも入院施設を備える以上は、それなりの規模が必要となり、経営が成り立つシミュレーションは得られませんでした。</p> <p>しかしながら、委員会でも小児科の重要性は訴えられており、市としては何らかの形で小児科機能を確保できないか検討を行うこととしています。</p>
7	<p><b>【市民病院の充実について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療の確保のために、これまで果たしてきた市民病院の医療機能を充実する方向であり方の基本方針を定める必要があると思う。</li> <li>・ 市民病院の充実拡充をお願いする。</li> <li>・ 高齢者を大切にしようという気があるならば、市民病院は存続させ、市民のニーズに合った科なども設けて、市民が利用しやすい病院にする事をお願いする。</li> <li>・ 地方自治の本旨に基づいて市民病院の存続・充実に力を尽くすべき。藤井寺市が市民病院の継続を単独で行うのではなく、近隣の行政区と大阪府の問題として取り組んでほしい。</li> <li>・ 身近な公立病院として現行の診療体制を拡充させながら、要望の強い高齢者の医療（リハビリ・急性期・慢性期など）に対応できる病院にしてほしい。</li> <li>・ 柏原病院は地域包括ケア2への転換や、在宅医療のバックアップ（介護施設での急変や骨折などに24時間対応することや、介護施設への訪問など連携を強める施策を実行している。また、がん医療については、大阪府がん診療拠点病院の指定を受け、緩和ケア病棟を開院し、がん</li> </ul>	<p>現在、市民病院においては医師の不足により診療の一部制限を行っております。この状況で診療科の新設、救急対応、その他診療機能の充実は、現実的ではないと考えております。</p> <p>南河内二次医療圏において適切な医療が享受できるよう努めてまいります。</p>

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	のトータルケア可能にしている。このような取り組みは考えなかったのか。	
8	<b>【基本方針（案）への賛成について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これ以上、赤字という傷口を広めないよう、令和5年度末にはしっかりと閉院してほしい。</li> <li>・他に病院もありますし、私たちが少しだけ不便をした結果、今の若い方たちのためにお金を使えるならそれに越したことはないと思います。</li> <li>・大赤字で経営ができないなら、これ以上税金をむだにする前にさっさと廃止して、他に回せばいい。</li> <li>・後世に遺恨を残さないためにも、はっきりと、今回の「市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針（案）」に沿って進めてもらいたい。</li> <li>・問題有るが行政の方向にしかたなく同意する。</li> </ul>	<p>パブリックコメントの実施結果とともに決定した基本方針をお示しします。今後は、この方針に則って、必要な事項を進めてまいりたいと考えております。</p>
9	<b>【基本方針（案）の説明について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省から「再検証要請対象医療機関」の通知があるよりずっと以前から市民病院の継続努力の中で、時折、病院の廃止が検討されてこられたように思っています。現在の市役所担当者様だけでなく、これまでの市民病院問題にたずさわってこられた職員の方々の多大な努力の結論が提示された『基本方針』だと考えます。</li> </ul>	<p>[9月12日追記]</p> <p>基本方針（案）ができるまでの件については、ご指摘のとおり、国からの再検証要請以前より、市民病院の老朽化した施設の建替等に関する検討はございました。今回の基本方針は、令和3年度から行っております市民病院あり方検討の中で立案した基本方針となります。</p>
10	<b>【説明会の実施方法について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見を聞けとか言っていましたが、普通の市民は市長を怒鳴りつけてあんな脅迫のようなことはしないんじゃないでしょうか。少し聞いただけで怖くなって帰りましたが、私みたいな市民もいるので、説明会では怒鳴ったり拍手したりしないよう市役所の職員さんもっと注意をしてください。</li> </ul>	<p>説明会当日の会場の雰囲気でご意見が言えなかった件につきましては、事務局でもお伺いしております。議会や委員会等とは異なり、お集まりいただいた市民の皆さまのご意見を求める市民説明会ですが、意見の方向性を問わず、参加者の方々が安心してご発言できるよう今後の参考としてまいりたいと考えております。</p>
11	<b>【患者・病院機能の引き継ぎについて】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院を閉院すれば必ず病院難民が発生する。</li> <li>・市民病院の入通院患者の診療引き継ぎ医療機関の確保等に、まずは尽力してもらいたい。</li> <li>・ラストのひとりまで、入院患者はもちろんのこと、通院患者にも適切な医療が確保されるよう医療機関へ、協力を求めています。市民としては閉院するならばやく次の病院を紹介してほしい。</li> <li>・市民病院が廃院となる場合でも、市民の不安を少しでも軽減するために、機能を他にスムーズに移行するようにしてもらいたい。</li> </ul>	<p>医療に関する引き継ぎにつきましては、市民病院で行う患者さまの引き継ぎとは別の動きとして、来年度以降市の医療施策にご協力いただける医療機関を連携病院として、新たな医療体制の構築に努めたいと考えております。</p> <p>既にいくつかの医療機関と事前協議は行っており、今後はさらに詳細を詰め、まとまった段階で公表したいと考えております。</p> <p>また、患者さまの引き継ぎに関しては、対応部署を強化するとともに、患者さまのご意向も踏まえ取り組んでまいります。</p> <p>医療機関との連携につきましては、患者さまの受け入れや今後の医</p>

番号	お寄せいただいたご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
		療体制等に関し協力をお願いしてまいります。ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。
1 2	<p><b>【病院の経営・医師の確保について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柏原市に出来てなぜ藤井寺市は医師の獲得が出来ないのか。</li> <li>・医師を見つけにくいとの表現がありますがその意欲に乏しいと思う。</li> <li>・なぜ収支状況が悪化するほどまで医師確保が困難になったか、その原因には触れられていないのはどういうことか。</li> <li>・必要な医師については最善の努力をしていただき医師確保に努めてほしい。</li> <li>・医師不足は、もっと本腰を入れて、何としても病院を守るという決意で、医師の補充をしてもらいたい。</li> <li>・病院経営者、行政の担当者は残すための努力はしないのか？</li> <li>・八尾市民病院ではコロナ禍の中、感染防止の感染用具不足のため市民に（コロナ寄付）をお願いしたり、出前講座や認定看護師の自宅訪問など多様な取り組みを行っている。藤井寺市民病院はどのような取り組みをしたのか。</li> </ul>	<p>医師不足に関しましては、その対策として基幹病院に人材を集中させ、医師の育成や地域の医療機関では対応できない医療を提供し、日常的な医療は地域の医療機関で、というような役割の分担（機能分化・連携強化）が進められています。</p> <p>委員会でも多くの議論はございましたが、こうした対策が進む中、市民病院の規模、提供医療の内容では、今後、必要数の医師を確保していく見通しが立たず、令和6年度から開始される医師の働き方改革によりさらに大学医局からの医師派遣が少なくなる可能性もあることから、公立急性期病院として継続していくことは難しいと分析したものでございます。</p> <p>医師確保については、市長、院長が大学医局に訪問し、要請しておりますが医師のシーリング制度や偏在化是正、働き方改革などが影響し非常に困難となっております。</p> <p>また人材派遣会社等にも紹介をお願いしましたが、確保につなげることができませんでした。</p>
1 3	<p><b>【災害拠点機能について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院は廃院後はどこが担うのか。</li> </ul>	市民病院で行っていた災害医療センターは、他の医療機関へと機能移転するよう調整中です。決まり次第、公表します。
1 4	<p><b>【今後の設備・跡地の利用について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その後の土地活用はどのように考えられているのか？</li> </ul>	土地の利活用については、決まり次第、お示しをいたします。
1 5	<p><b>【病院職員の処遇について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉院は不可避であろうから、本庁の人事課はせめて従業員の再就職の希望は聞いてやってほしい。</li> <li>・事務職希望者も多いようなので希望者全員の受け入れをお願いする。</li> </ul>	<p>職員処遇につきましては、基本方針（案）には記載しておりませんが、ご意見を受けまして基本方針に追加しています。</p> <p>なお、個別の処遇は病院職員それぞれの私的な事情等も踏まえての対応が求められますので、詳細を公表することはございませんが、適切に対応してまいります。</p>